

重要事項説明書



社会福祉法人 明峰会

居宅介護支援事業所 明峰の里

1. 運営方針

- ① 居宅介護支援事業所 明峰の里は、高齢者が要介護状態等になった場合にいても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

2. 事業所の概要

事業所名 : 居宅介護支援事業所 明峰の里
所在地 : 石川県小松市蛭川町西103番地1
事業所番号 : 石川 1770300521号

3. 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤1名	事業所の管理、運営業務
介護支援専門員	4名	常勤4名	居宅介護支援業務

*管理者は介護支援専門員と兼任

4. サービス提供時間

営業日 : 月曜～金曜日
ただし、土・日、祭日、1月1日～1月3日までは休業します。
※ 電話等により常時連絡可能な体制をとります。

営業時間 : 8:30～17:30
※ 緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。

5. サービス提供区域

小松市・能美市・白山市・川北町

6. 利用料金

(1) 利用料

利用料は介護保険で10割給付され、自己負担はありません。
但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料を全額自己負担しなければならなくなりますので、下記の利用料がかかりことになります。

(居宅介護支援費 1ヶ月)

要介護 1、要介護 2 …… 10, 860 円

要介護 3、要介護 4、要介護 5 …… 14, 110 円

(その他 加算)

- 初回加算 …… 新規に居宅サービス計画書を策定又は要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合 3, 000 円

- 入院時情報連携加算 …… 病院または診療所に入院する場合につき、当該病院または診療所の職員に対して、利用者に関する情報を提供した場合（1月に1回を限度として算定）

入院時情報連携加算 (I) 2, 500 円

入院時情報連携加算 (II) 2, 000 円

- 退院、退所加算 …… 退院または退所にあたって、病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、調整を行った場合
入院または入所期間中につき1回を限度として算定
(初回加算を算定する場合は算定いたしません)

カンファレンスへの参加がない場合

連携 1 回 (I) 4, 500 円

連携 2 回 (II) 6, 000 円

カンファレンスへの参加（1回以上）がある場合

連携 1 回 (I) 6, 000 円

連携 2 回 (II) 7, 500 円

連携 3 回 (III) 9, 000 円

・ 緊急時等居宅カンファレンス加算

- … 病院または診療所の求めにより、医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービス利用の調整を行った場合
(1月に2回を限度として算定) 2, 000 円

- 通院時情報連携加算 …… 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
(1月に1回を限度として算定) 500 円

- 特定事業所加算 … 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき算定）

特定事業所加算（I）	5, 190円
特定事業所加算（II）	4, 210円
特定事業所加算（III）	3, 230円
特定事業所加算（A）	1, 140円
- 業務継続計画未実施減算 … 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- 高齢者虐待防止措置未実施減算 … 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する

（2）解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

（3）その他の料金

- 一 通常の事業実施地域以外の利用の場合、交通費実費をいただきます。
 - ・通常の事業の実施区域を越えた地点から 1kmあたり 30円
- 二 認定調査票、主治医の意見書等の請求に伴う費用及び各種記録のコピー費等、実費をいただきます。

7. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- （1）利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- （2）居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （3）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当

該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前 6 ヶ月間に作成した当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について別紙のとおり説明を行うものとします。

8. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

9. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

- (1) 当方の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情はこちらまで。
 - 苦情受付窓口 介護支援専門員 善田 容介
 - 受付時間 毎週 月曜日～金曜日
時間 午前 8：30～午後 17：30
- また、ご意見ボックスを 1 階事務室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 長寿介護課	小松市小馬出町 9 1 番地 TEL 0761-24-8149 FAX 0761-23-3243 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情 110 番	金沢市幸町 12 番地 1 号 石川県幸町庁舎 4 階 TEL 076-231-1110 (代表) FAX 076-231-1601 受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

10. 賠償責任

指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

1.1. 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

1.2. 事故発生時の対応

- ① サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係るサービス事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

1.3. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

1.4. 権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1.5. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

1.6. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

1.7. 記録の整備

- ① 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけ、5年間保管します。
- ② 利用者は、自己に関する第1項の記録を閲覧、または実費を支払い複写物の交付を受けることができます。
- ③ 利用者または事業者が契約を解除したときは、利用者の求めに応じ、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を利用者に交付します。

1.8. 第三者評価の実施状況について

当事業所では、第三者評価は実施しておりません。

19. サービス利用にあたっての禁止事項について

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）